

災害時における動物救護活動に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と茅ヶ崎寒川獣医師会（以下「乙」という。）は、寒川町内において災害時の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他の小動物とする。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

（応援活動の要請等）

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた場合、乙に対して応援活動を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

2 前項の規定による協力要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り、業務に支障のない範囲内において、直ちに協力要請に応じ、応援活動を行うものとする。

4 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の協力要請の有無にかかわらず、応援活動を行うものとする。

5 乙は、応援活動を行ったときは、当該応援活動の終了後、速やかに、その旨を甲に動物救護活動終了報告書（第2号様式）をもって報告するものとする。

（応援活動の内容）

第4条 乙は、次に掲げる応援活動を行う。

(1) 第2条に規定する応援活動の対象となる動物の収容、保管、治療、管理及び死亡の確認

(2) 被災による所有者不明動物に関する情報提供

(3) 災害時避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言

(4) 災害時避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導

(5) その他、必要な動物救護活動

（応援活動の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により甲の協力要請があり、応援活動場所の指定がない場合は、業務上の支障その他のやむを得ない理由がない限り、直ちに自らの会員の保有する飼育動物診療施設において応援活動に努める。

（事故の報告）

第6条 乙は、協定業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し報告するものとする。

（災害補償）

第7条 前条に基づき、甲はこの協定に基づく協定業務従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

（費用弁償）

第8条 この協定に基づき乙が実施する応援活動に要する経費については、乙が当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物の飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合は、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法による対応に努めることとし、その結果補いきれない経費については、甲乙協議のうえ費用負担について決定する。

（連絡調整）

第9条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲にあっては動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関する主管課長とし、乙にあっては茅ヶ崎寒川獣医師会会長とする。

2 前項の責任者は、この協定の円滑な実施を図るため、責任をもって応援活動に関する連絡調整を実施する。（救援物資等の確保）

第10条 甲及び乙は、応援活動に必要となる物資等の備蓄に努めるとともに、救援物資等の保管は、甲乙双方が応援活動に適した場所に確保するよう努める。

（協力要請等の期間）

第11条 災害時にこの協定に基づいて行われる協力要請及び応援活動は、神奈川県により仮設動物救護センターが設置されるまでの間に限り行うものとする。ただし、被災の状況等により、甲及び乙が合意した場合は、この限りでない。

（協力要請等の解除及び終了）

第12条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と判断した場合は、甲に対して協力要請の解除を申入れることができる。

2 甲は、前項の申入れがあった場合は、乙と協議のうえ、協力要請の解除をすることができる。

3 乙は、災害が終息し応援活動を継続する必要がないと判断した場合は、甲と協議して応援活動を終了するものとする。

（有効期間）

第13条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月26日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町

町長 木村俊雄



乙 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目6番12号

茅ヶ崎寒川獣医師会

会長 下山哲生

